

令和7年度 萩山小学校 いじめ防止基本方針

1 目 的

- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

2 組 織

いじめ・不登校対策委員会・・・校長、教頭、教務主任、校務主任、いじめ・不登校対策委員、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭

3 いじめの防止のための手立て

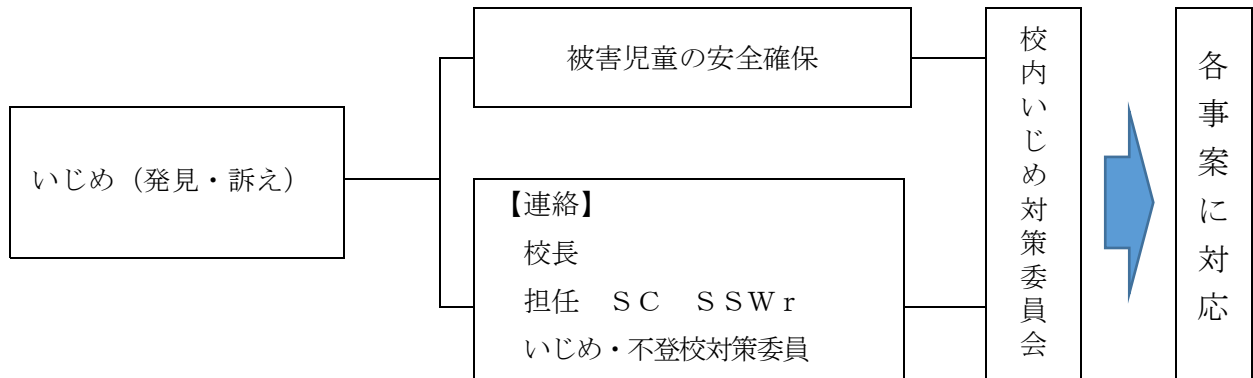
- 自己肯定感（セルフ・エスティーム）を高める指導
 - ・ 何よりも児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ・ 学級だけでなく、たてわり活動や委員会活動など児童同士の関わりを大切にし、お互いに認め合い、共に成長していく学校づくりを進めていく。
 - ・ 学級内で個々に仕事を任せ評価することで、集団への所属感を味わわせる。ほめる指導を基本にし、叱った場合は必ずその児童のその後の変容を見届け評価する。
- 児童理解と観察
 - ・ スクールライフノートを活用し、いつもと違ったりふさぎこんでいたりしている児童がいらないかに気をつけ、必要であれば話を聞く。
 - ・ 休み時間などに1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいらないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
 - ・ 高学年はQ Uアンケートを年2回実施。それぞれの結果を児童理解や学級経営に生かす。
- アンケートと教育相談
 - ・ 学期ごとに「教育相談アンケート」を実施し、それを資料として児童全員の個別面談を行う。
 - ・ 児童、保護者、教師がそれぞれ学校評価に取り組み、いじめに関する意識を確認する。
- 全職員での情報交換
 - ・ 毎月、生徒指導委員会を持ち、いじめを含めた生徒指導について全職員での情報交換を行う。
- 人権教育・福祉教育
 - ・ いじめのない学級をテーマに学級会を開き、児童の意識を高める。
 - ・ 12月の全国人権週間には児童集会や出前授業などの啓発活動を行い、全校児童に人権について考える場を設ける。
 - ・ 併設する瀬戸特別支援学校と定期的な交流活動を行うことで、人を思いやる心を育てる。
- 地域・家庭との連携
 - ・ 幼（保）小・小小・小中間の連絡を密にし、児童の健全な成長を図る。
 - ・ 学校運営協議会や青少年健全育成協議会と連携し、健全な児童の育成に努める。
 - ・ 学年通信、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価を発信し、啓発に努める。
- ネットいじめの防止対策
 - ・ 各学年で未然防止に向けた情報モラル教育の充実をはかる。
 - ・ アンケートや教育相談などにより、児童の被害実態の把握に努める。

- ・ 変化の激しいネットいじめの手段に対応するため、生徒指導主任・情報教育担当を中心として、情報収集に努めるなど教員の力量を高める。
- ・ 授業参観やPTAの集まりなどで、児童や保護者を対象とした講習会を開き、啓発活動を行う。

4 いじめが発見された場合の対応

○ 初動の対応

- ① いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、第一に訴えた児童の安全を確保し、しっかり話を聞く。
- ② いじめ・不登校対策委員及び学年主任に報告する。
- ③ いじめ・不登校対策委員は校内いじめ対策委員会を招集し、校長から今後の対応について指示を受ける。



○ 事後の支援

- ・ 被害児童についても加害児童についても、指導後の継続観察を行い、必要に応じて面談し、いじめが解消しているか確認する。
- ・ スクールカウンセラーなどを活用し、心のケアに万全を尽くす。

○ 再発防止にむけた取り組み

- ・ 事案の検証を行い、再発防止策を確立、実施する。

5 重大事態への対処について

○ 瀬戸市教育委員会の指示を受ける

- ・ 瀬戸市いじめ防止基本方針に従って、瀬戸市教育委員会の指示を受けて、瀬戸市教育委員会の指導のもと、適切に対応をはかる。

6 その他

- 毎月の初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出する。